

イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安

- ①人数上限及び②収容率要件による人数のいずれか小さいほうを限度とする
- 業種別ガイドラインの見直しを前提に、イベント等の主催者及び施設管理者の双方において、必要な感染防止対策が担保・公表される場合、下記の取扱いとする（それ以外の場合、従来の制限を目安とする）
- ②については、観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提とする

時期	①人数上限	②収容率要件による人数	
		■ 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ■ 飲食を伴うものの発声がないもの（事務連絡・別紙2が担保される場合のみ）	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12/1～当面2月末まで		100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
イベントの種類	コンサート・演劇・スポーツイベント等 ※参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）	①収容人数10,000人超 → 収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 → 5,000人 ※「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」が順守できない場合、これまで同様 5,000人以下 かつ収容率 50%以内 （屋外： 2m程度の間隔 ）とする	異なるグループ（又は個人）間では座席を1席空けることとしつつ、同一グループ（5名以内）内では座席等の間隔を空ける必要はない（この場合収容率は50%を超える場合がある）
	展示会・地域の行事等 ※参加者が自由に移動	※「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」が順守できない場合、これまで同様 5,000人以下 かつ収容率 50%以内 （屋外： 2m程度の間隔 ）とする	下記①～③すべてを満たす場合 ①これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られないもの（実績がない場合は類似イベントに照らしこれらが想定されないもの） ②これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの ③発声する演者と観客との距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止他紙策が実施されるもの
	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等	クラスタ対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断（但し、必要な感染防止策に加え、事務連絡・別紙4における具体的な条件がすべて担保された場合で、入場制限や区域内の行動管理が適切にできるものについて、開催可能とする）	■ 収容定員が設定されている場合は 100%以内 ■ 設定されていない場合は 密が発生しない程度の間隔 （最低限人と人が接触しない程度の間隔）
大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用			

【具体例 1】

- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数2,300人）でクラシックコンサートを行う場合
- ①人数上限 = 2,300人
 - ②収容率 = $2,300人 \times 100\% = 2,300人$
- ⇒ ① = ②のため、参加者の上限は2,300人

【具体例 2】

- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数2,300人）でロックコンサートを行う場合
- ①人数上限 = 2,300人
 - ②収容率 = $2,300人 \times 50\%$ （以内） = 1,150人
- ⇒ ① > ②のため、参加者の上限は1,150人（以下）

【事務連絡・別紙2】映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策 ※令和2年11月12付け事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）より

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙2】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に
しうる催物に限定して、収容率を100%以内にする事ができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること・ イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること・ イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること・ 着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none">・ 例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止・ その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	<ul style="list-style-type: none">・ 二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none">・ 長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

【事務連絡・別紙4】 野外フェス等における感染防止策

※令和2年11月12付け事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）より

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合には、「十分な人と人との間隔（1 m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）・ 区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	<ul style="list-style-type: none">・ 定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信・ 誘導人員の配置・ 時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none">・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起* 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底※ アプリのQRコードを入口に掲示すること等